



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会社名 トレンダーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡本 伊久男  
(コード番号 6069 東証マザーズ)  
問合せ先 コーポレート Div. 部長 田中 隼人  
TEL 03(5774)8876

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 17 回定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）の事業目的の見直しをおこなうものであります。

また、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によりおこなうことが可能となるよう、変更案のとおり第 46 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款の規定の削除及び条数の変更等をおこなうものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 (条文省略) (1) <u>マーケティングリサーチ、販売促進に関する情報・資料の収集、企画及び販売</u> (2) <u>広告宣伝代理店業</u>  (3) (条文省略) (4) <u>経営者セミナー及び社内研修の企画、運営及び講師の派遣</u> (5) <u>教材、教具の作成、販売及び斡旋</u> (6) <u>インターネット、携帯電話、その他情報端末に関するコンテンツの企画、制作、並びに情報配信に関する事業</u> (7) <u>ホームページの企画・制作、ドメイン取得代行、接続取次ぎ業務</u>	(目的) 第 2 条 (現行どおり) (1) <u>マーケティングリサーチの企画及び実施に関する事業</u> (2) <u>広告・宣伝・販売促進その他のマーケティング活動に関する企画、制作及びこれらの代理販売に関する事業</u> (3) (現行どおり) (削 除)  (削 除) (4) <u>デジタルコンテンツの企画、制作、配信及び販売に関する事業</u> (5) <u>Webサイトの企画、制作、保守及び管理に関する事業</u>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(8) <u>インターネットのホームページ及び電子メールに使用するサーバーの運営、管理、賃貸業</u></p> <p>(9) <u>書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作、販売及びその他出版に関する事業</u></p> <p>(10) <u>各種イベントの企画並びにコンサルティング</u></p> <p>(11) <u>経営コンサルティング業務</u></p> <p>(12) (条文省略)</p> <p>(13) <u>ソフトウェア業</u></p> <p>(14) <u>著作権、意匠権、商標権及び工業所有権の取得、販売、使用許諾及びその管理運用に関する調査、研究、研修及びコンサルティングの受託</u></p> <p>(15) <u>肖像権の管理</u></p>	<p>(6) <u>インターネットのドメイン取得代行及び接続取次に関する事業</u></p> <p>(7) <u>インターネットのサーバーの保守、管理、賃貸に関する事業</u></p> <p>(8) <u>書籍、雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作、販売に関する事業</u></p> <p>(9) <u>各種イベント・セミナーの企画、運営業</u></p> <p>(10) <u>各種コンサルティング業</u></p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) <u>ソフトウェアの企画、設計、開発、保守、管理、販売及び使用許諾に関する事業</u></p> <p>(13) <u>著作権、著作者人格権、工業所有権その他の無体財産権の取得、利用、管理、譲渡、使用許諾及びこれらの仲介に関する事業</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(16) <u>ベンチャー企業に対する投資及びその仲介、斡旋</u></p> <p>(17) <u>セミナー、講演会及び座談会等の開催</u></p> <p>(18) <u>書籍、雑誌等の出版及び販売</u></p>	<p>(14) <u>有価証券の運用、投資、売買保有に関する事業</u></p> <p>(15) <u>国内外投資先の仲介、斡旋業</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(16) <u>インターネット及びカタログによる通信販売及びこれらの仲介、代行業</u></p> <p>(17) <u>インターネットを利用した商品の売買システムの企画、設計、開発、運用及び保守に関する事業</u></p> <p>(18) <u>商品の売買、賃貸、輸出入及びこれらの仲介、代行業</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(19) (条文省略)</p>	<p>(19) (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社は、<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社は、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社が中間配当をする場合の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<u>(中間配当)</u> <u>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(削 除)

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日

以 上